

保険医療機関の廃止を伴わず機能移転を行う場合 における施設基準の取扱いについて

【対象となる事例】

移転元医療機関の施設基準の辞退をする日と原則として同日付で施設基準届出を行う場合であって、一定の基準を満たす場合は、例外的に、移転元医療機関の実績要件を引き継いで、機能移転日から当該施設基準に係る診療報酬の算定を行うことができます。

【機能移転を希望する場合の申請手続き】

詳細については、「保険医療機関等の遡及指定及び機能移転の取扱いについて（令和8年6月5日保医発0605第2号）」（以下「通知」という。）を参照のうえ、必要書類のご提出をお願いします。

【機能移転が認められる場合における施設基準の取扱い】

対象となる施設基準は次のとおりです。

詳細については、通知の2. (4)を参照のうえ、届出をお願いします。

- ❑ 移転元医療機関において届出が受理されていた施設基準
- ❑ 移転元医療機関では届出がされておらず、移転先医療機関において新たに届出をされた施設基準のうち、届出を行うに当たって実績を要しない施設基準
- ❑ 移転元医療機関では届出がされておらず、移転先医療機関において新たに届出をされた施設基準のうち、届出を行うに当たって実績を要する施設基準

【必要書類及び提出期限】

必要書類	提出期限
❑ 「別紙2-1」の予定届出書 ❑ 「別紙2-1」の届出書 ❑ 届出を希望する施設基準の届出様式	①「別紙2-1」の予定届出書 → 機能移転を希望する日の3か月前まで ②「別紙2-1」の届出書、施設基準届出 → 施設基準の提出期限まで(※)

※「機能移転日」又は「機能移転日の属する月」から算定を希望する場合、施設基準の届出は、算定を開始したい月の前月末までに行うか、又は、算定を開始したい月の最初の開庁日までには当局へ届いている必要があります。

【お問い合わせ先】
〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎6階
北海道厚生局 医療課 審査係・指導係
電話番号：011-796-5105

